

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次
第一章～第八章（略）

第九章
第一節～第五節

第六節 削除

目次
第一章～第八章（略）

第九章
第一節～第五節（略）

第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百四十条の十四・第百四十条の十五）

第二款 設備に関する基準（第百四十条の十六・第百四十条の十七）

第三款 運営に関する基準（第百四十条の十八～第百四十条の二十五）

第七節（略）

第十章（略）

第一節～第五節（略）
(削る)

第七節（略）

第十章（略）

第一節～第五節

~~(削る)~~

第七節（略）

第十章（略）

第一節～第五節

第六節 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百五十条の十三・第百五十条の十四）

第二款 設備に関する基準（第百五十条の十五）

第三款 運営に関する基準（第百五十条の十六～第百五十条の二十三）

（利用定員等）

第一百二十三条（略）

（利用定員等）

第一百二十三条（略）

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百四十条の四に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の

総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 (略)

第六節 削除

第一百四十条の十四から第一百四十条の二十五まで 削除

2 併設事業所の場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 (略)

第六節

一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一百四十条の十四 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）の「以下同じ。」の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百四十条の十五 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分」という。）にあつては第百四十条の三に、それ以外の部分については第百二十条に定めるところによる。

(設備及び備品等)

第一百四十条の十六 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行いう者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第一百四十条の四に、それ以外の部分にあつては第一百二十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

2 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第百六十五条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百六十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百四十条の十七 第百二十三条の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)

第一百四十条の十八　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第一百四十条の六に、それ以外の部分にあつては第二百二十七条に定めるところによる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第一百四十条の十九　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第一百四十条の七に、それ以外の部分にあつては第二百二十八条に定めるところによる。

(介護)

第一百四十条の二十　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第一百四十条の八に、それ以外の部分にあつては第二百三十条に定めるところによる。

(食事)

第一百四十条の二十一　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第一百四十条の九に、それ以外の部分にあつては第二百三十一条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第一百四十条の二十二　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第一百四十条の十に、それ以外の部分にあつては第二百三十五条に定めるところによる。

(運営規程)

第一百四十条の二十三　一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者

は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分の利用定員（第百四十条の四第六項第一号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第百二十一条第一項に規定する利用定員をいう。）（第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第一百二十二条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
 - 五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 七 通常の送迎の実施地域
 - 八 サービス利用に当たつての留意事項
 - 九 緊急時等における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 その他運営に関する重要な事項
- （勤務体制の確保等）
- 第一百四十条の二十三の二 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第一百四十二条の十一の二に、それ以外の部分にあつては第百四十条において準用する第一百一条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第一百四十条の二十四 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第一百四十条の十二に、それ以外の部分にあつては第百三十八条に定めるところによる。

(準用)

第一百四十条の二十五 第百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第二百三十二条から第二百三十四条まで、第二百三十六条及び第二百三十九条から第二百四十条（第二百一条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第二百二十五条第一項中「第二百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第二百四十条の二第二項第二号中「重要事項に関する規程」と、第二百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第二百四十条の二十五において準用する第二百四十条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第二百二十八条第五項及び第二百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百四十条の二十五において準用する第二百四十条」と読み替えるものとする。

第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所

にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所につては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 （略）
2・3 （略）

（削る）

にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）指定短期入所療養介護事業所につては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 （略）
2・3 （略）

第六節 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基準
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第一百五十五条の十三 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）をいう。（以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第一百五十五条の十四 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業

の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分」という。）にあつては第百五十五条の三に、それ以外の部分にあつては第百四十一条に定めるところによる。

第二款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第一百五十五条の十五 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第百五十五条の四に、それ以外の部分については第百四十三条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者のサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

2 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第二百十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第一百五十五条の十六 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第一百五十五条の五に、それ以外の部分にあつては第百四十五条に定めるところによる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第一百五十五条の十七 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第一百五十五条の六に、それ以外の部分にあつては第百四十六条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第一百五十五条の十八 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第一百五十五条の七に、それ以外の部分にあつては第百五十条に定めるところによる。

(食事)

第一百五十五条の十九 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第一百五十五条の八に、それ以外の部分にあつては第百五十一条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第一百五十五条の二十 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百五十五条の九に、それ以外の部分にあつては第百五十二条に定めると

による。

(運営規程)

第一百五十五条の二十一　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 施設利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第一百五十五条の二十一の二　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第一百五十五条の十の二に、それ以外の部分にあつては第百五十五条において準用する第一百一条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第一百五十五条の二十二　一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第百五十五条の十一に、それ以外の部分にあつては第百五十四条に定めるところによる。

(準用)

第一百五十五条の二十三 第百四十四条、第一百四十七条から第一百四十九条まで、第一百五十四条の二及び第一百五十五条（第一百一条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百五十四条の二第二項第一号中「次条」とあるのは「第一百五十五条の二十三において準用する第一百五十五条」と、同項第三号中「第一百四十六条第五項」とあるのは「第一百四十六条第五項及び第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百五十五条の二十三において準用する第一百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは「第一百三十七条に規定する運営規程」と、「第一百五十三条」とあるのは「第一百五十五条の二十一に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）
(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

（現行）

目次
第一章～第五章 （略）

目次
第一章～第五章 （略）

（傍線の部分は改正部分）

（削る）

第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに
設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針（第五十条・第五十一条）
第二節 設備に関する基準（第五十二条）
第三節 運営に関する基準（第五十三条～第六十一条）

（従業者の員数）

（従業者の員数）

第二条 （略）
2・3 （略）

（従業者の員数）

（従業者の員数）

2・3 （略）

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第一百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の待遇に支障がない場合は、この限り

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の待遇に支障がない場合は、この限りでない。

12

でない。

(略)

559

第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、
サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一
条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）
の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）であ
る指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に
医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老
人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者
の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(削る)

559 (略)

第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、
サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号
）第一百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以
下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下
同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト
型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては
、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居
住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければなら
ない。

(この章の趣旨)

第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針
並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

第五十条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユ
ニット型指定介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットご
とに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指
定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備
及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる
。

(基本方針)

第五十一条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、
ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が
行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三

十九条に、それ以外の部分にあつては第一条に定めるところによる。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第五十二条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第五十三条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第九条に定めるところによる。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第五十四条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。

(介護)

第五十五条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。

(食事)

第五十六条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十七条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十八条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第五十九条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十七条に、それ以外の部分にあつては第二十四条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第六十条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八条第二項」と、第二十二条の二中「第十二条」とあるのは「第六十一条において準用する第十二条」と、第二十二条の二第五号及び第三十七条第二項第三号中「第十一條第五項」とあるのは「第十一條第五項及び第四十二条第七項」と、第三十七条第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三条第二項」と、第二十二条の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三十五条第三項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次
 第一章～第五章 （略）
 （削る）

目次
 第一章～第五章 （略）

現 行

第一 章～第五 章 （略）
 （削る）

第一 章～第五 章 （略）
 第二節 施設及び設備に関する基準（第五十三条）
 第三節 運営に関する基準（第五十四条～第六十二条）

（従業者の員数）

（従業者の員数）

第二条 （略）
 2・3 （略）

第二条 （略）
 2・3 （略）

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～7 （略）
 （削る）

5～7 （略）
 第六章 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一 節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第五十一条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユニット型介護老人保健施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第五十二条 一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第四十条に、それ以外の部分にあっては第一条に定めるところによる。

第二節 施設及び設備に関する基準

（施設及び設備）

第五十三条 一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあっては第四十一条に、それ以外の部分にあっては第三条及び第四条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第三節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第五十四条 一部ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領は

、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第五十五条 一部ユニット型介護老人保健施設の介護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第五十六条 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第一百四十条の八に、それ以外の部分にあつては第二百三十条に定めるところによる。

(食事)

第五十七条 一部ユニット型介護老人保健施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第五十八条 一部ユニット型介護老人保健施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四十六条に、それ以外の部分にあつては第二十一条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十九条 一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員

-
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
五 ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容
及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容
及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)
- 第六十条 一部ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。
- (定員の遵守)
- 第六十一条 一部ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十九条に、それ以外の部分にあつては第二十七条に定めるところによる。
- (準用)
- 第六十二条 第五条から第九条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十八条から第三十八条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは「第五十九条に規定する重要な事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十八条第二項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第六十二条において準用する第八条第四項」と、第三十八条第二項第三号中「第九条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第九条第二項」と、第三十八

条第二項第四号中「第十三條第五項」とあるのは「第十三條第五項及び第四十三條第七項」と、第二十四条の二中「第十四条」とあるのは「第六十二条において準用する第十四条」と、第三十八條第二項第五号中「第二十二条」とあるのは「第六十二条において準用する第二十二条」と、第二十四条の二第四号及び第三十八條第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十四条第二項」と、第二十四条の二第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次
 第一章～第五章 （略）

（削る）

目次
 第一章～第五章 （略）

第六章 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節

この章の趣旨及び基本方針（第五十一条・第五十二条）

第二節

設備に関する基準（第五十三条）

第三節

運営に関する基準（第五十四条～第六十二条）

（従業者の員数）

第二条 （略）

2～6 （略）

第二条 （略）

2～6 （略）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定

介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の待遇に支障がない場合は、この限りでない。

8～10 （略）

8～10 （略）

第六章 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(二)の章の趣旨

第五十一条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の一部においてユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第五十二条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、ユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第一条に定めるところによる。

第二節 設備に関する基準

（設備）

第五十三条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあつては第三十九条から第四十一条までに、それ以外の部分にあつては第三条から第五条までに定めるところによる。ただし、浴室、機能訓練室及び生活機能回復訓練室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一つの設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第五十四条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第十二条に定めるところによる。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第五十五条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第五十六条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。

(食事)

第五十七条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第五十八条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四十六条に、それ以外の部分にあつては第二十条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十九条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ

ればならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入院患者の定員及びそれ以外の部分の入院患者の定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第六十一条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第六十二条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十九条に、それ以外の部分については第二十六条に定めるところによる。

(準用)

第六十二条 第六条から第十条まで、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十七条から第三十六条までの規定は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第

二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第五十九条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十六条第二項第二号中「第十一条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第十条第二項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第十四条第五項及び第四十三条第七項」と、第二十三条の中「第十五条」とあるのは「第六十二条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第六十二条」と、第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第二十二条」と、第二十三条の三号及び第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十二条第二項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（抄）
(第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 削除

第五章・第六章 (略)
(削る)

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十三条～第五十三条）

第五章・第六章 (略)

第七章 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十四条～第六十七条）

現 行

(職員の専従)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別

養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）を併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は

(職員の専従)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

、この限りでない。

第四章 削除

第四十三条から第五十三条まで

削除

第四章 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第四十三条 第二章（第十二条を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホーム（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第四十四条 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三十三条に、それ以外の部分にあつては第二条に定めるところによる。

（運営規程）

第四十五条 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

六 ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容
及び費用の額

七 施設の利用に当たつての留意事項
八 非常災害対策

九 その他の施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第四十六条 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第三十五条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(サービスの取扱方針)

第四十七条 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第三十六条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。

(介護)

第四十八条 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第三十七条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

(食事)

第四十九条 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事は、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十条 一部ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(勤務体制の確保等)

第五十一条 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分については第二十四条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第五十二条 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分については第二十五条に定めるところによる。

(準用)

第五十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条规定中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十四条、第二十五条、第三十六条から第四十一条まで及び第四十五条並びに第五十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第

(削る)

十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

第七章 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第六十四条 第二章から第五章まで（第五十六条を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第六十五条 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第六十一条に、それ以外の部分にあつては第五十五条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(介護)

第六十六条 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第六十二条に、それ以外の部分については第五十七条に定めるところによる。

(準用)

第六十七条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで及び第五十八条の規定は、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十七条规定する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第十五条、第十七条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第五十七条及び第六十二条並びに第六十七条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第四十五条及び第五十八条」と読み替えるものとする。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（抄）
(第六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

目次

第一章～第六章（略）

第七章

第一節～第五節（略）

（削る）

現行

目次

第一章～第六章（略）

第七章

第一節～第五節（略）

第六節 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百七十条・第百七十一
条）

第二款 設備に関する基準（第百七十二条）

第三款 運営に関する基準（第百七十三条～第百八十二条）

（従業者の員数）

第一百三十一条

（略）

目次

第一章～第六章（略）

第七章

第一節～第五節（略）

（削る）

第六節 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基
本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百七十条・第百七十一
条）

第二款 設備に関する基準（第百七十二条）

第三款 運営に関する基準（第百七十三条～第百八十二条）

（従業者の員数）

第一百三十一条（略）

（略）

護職員（第一百六十七条规定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4
5
16
（略）

（削る）

4
5
16
（略）

第六節 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第一百七十条 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第一百七十二条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第一百五十九条に、それ以外の部分にあつては第一百三十条に定めるところによる。

第一款 設備に関する基準

（設備）

第一百七十二条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第一百六十条に、それ以外の部分

にあつては第百三十二条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ同一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第一百七十三条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第百六十一条に、それ以外の部分にあつては第百三十六条に定めるところによる。

(指定地域密着型介護老人福祉入所者生活介護の取扱方針)

第一百七十四条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第百六十二条に、それ以外の部分にあつては第百三十七条に定めるところによる。

(介護)

第一百七十五条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあつては第百六十三条に、それ以外の部分にあつては第百三十九条に定めるところによる。

(食事)

第一百七十六条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第百六十四条に、それ以外の部分にあつては第百四十条に定めるところによる。

(社会生活上の便宜の提供等)

第一百七十七条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第一百六十五条に、それ以外の部分にあつては第百四十二条に定めるところによる。

(運営規程)

第一百七十八条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分の入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第一百七十九条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第百六十七条に、それ以外の部分にあつては第百四十九条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第一百八十一条 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の定

員の遵守は、ユニット部分にあつては第百六十八条に、それ以外の部分にあつては第百五十条に定めるところによる。

(準用)

第一百八十二条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十三条、第三十五条、第二十七条、第三十九条、第五十三条、第五十七条、第八十五条、第一百三十三条から第一百三十五条まで、第一百三十八条、第一百四十一条、第一百四十三条から第一百四十七条まで及び第一百五十一条から第一百五十六条までの規定は、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第百七十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第十三条第一項中「指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居又は入所の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第六節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第一百四十七条中「第一百三十七条第五項及び第一百六十二条第七項」と、同条第六号中「第一百五十七条」とあるのは「第一百八十二条」と、同条第七号中「第一百五十五条第三項」とあるのは「第一百八十二条において準用する第一百五十五条第三項」と、第一百五十六条第二項第二号中「

「第一百三十五条第二項」とあるのは、「第一百八十一條において準用する第一百三十五条第二項」と、同項第三号中「第一百三十七条第五項」とあるのは、「第一百三十七条第五項及び第一百六十二条第七項」と同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは、「第一百八十一條」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは、「第一百八十一條において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（第七条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

目次

第一章～第八章（略）

第九章
第一節～第六節（略）

第七節 削除
第一節～第六節（略）

第八節（略）

第十章

第一節～第六節（略）

第七節 削除

現行

目次

第一章～第八章（略）
第九章
第一節～第六節（略）

第七節 第一節～第六節（略）

第一款 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二款 設備に関する基準（第二百六十七条・第二百六十八条）

第三款 運営に関する基準（第二百六十九条～第二百七十三条）

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百七十四条～第二百七十八条）

第八節（略）

第十章

第一節～第六節（略）

第七節 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二十六条・第二百二十七条）

第二款 設備に関する基準（第二百二十八条）

第三款 運営に関する基準（第二百二十九条～第二百二十三十三条）

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(第二百二十四条—第二百二十九条)

(利用定員等)

第一百三十一条 (略)

2 併設事業の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の指定にからわづ、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 (略)

第七節 削除

第一百六十五条から第一百七十八条まで 削除

(利用定員等)

第一百三十一条 (略)

2 併設事業の場合にあつては、前項本文の指定にからわづ、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 (略)

第七節

一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一百六十五条 第一節、第三節から第五節までの規定にからわづ一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの)をいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百六十六条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分」という。）にあつては第百五十二条に、それ以外の部分にあつては第百二十八条に定めるところによる。

第二款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第一百六十七条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第百五十三条に、それ以外の部分にあつては第百三十二条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

2 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の十四に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の十六第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定す

る基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百六十八条 第百三十一条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第一百六十九条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第百五十五条に、それ以外の部分にあっては第百三十五条に定めるところによる。

(運営規程)

第一百七十条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用定員（第百五十三条第六項第一号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第百二十九条第一項に規定する利用定員をいう。）（第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

- 五 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 七 通常の送迎の実施地域
- 八 サービス利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第一百七十二条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第一百五十七条に、それ以外の部分にあつては第一百四十二条において準用する第一百二条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第一百七十三条 第百三十三条、百三十四条、百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条から第一百四十二条（第一百二条の準用に係る部分は除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百三十三条第一項中「第一百三十八条」とあるのは「第一百七十条」と、第一百四十二条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百七十三条において準用する次条」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百七十三条 第百三十三条、百三十四条、百三十六条、第一百三十七条、第一百四十条から第一百四十二条（第一百二条の準用に係る部分は除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百三十三条第一項中「第一百三十八条」とあるのは「第一百七十条」と、第一百四十二条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百七十三条において準用する次条」と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的支援に関する基準

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項)

第一百七十四条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項は、ユニット部分については、第一百六十条に定めるところによる。

(介護)

第一百七十五条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第一百六十一条に、それ以外の部分にあつては第一百四十五条に定めるところによる。

(食事)

第一百七十六条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第一百六十二条に、それ以外の部分にあつては第一百四十六条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第一百七十七条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第一百六十三条に、それ以外の部分にあつては第一百五十条に定めるところによる。

(準用)

第一百七十八条 第百四十三条、第一百四十四条、第一百四十七条から第一百四十九条までの規定は一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百四十四

条中「第二百二十八条」とあるのは「第六十六条」と、「前条」とあるのは「第七十八条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

三・四 （略） 2・3 （略）

（削除）

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

三・四 （略） 2・3 （略）

第七節

一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百六条 第一節、第三節から第五節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）（以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百十七条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分」という。）にあつては第二百四条に、それ以外の部分については第二百八十六条に定めるところによる。

第二款 設備に関する基準

第二百十八条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第二百五条に、それ以外の部分にあつては第二百八十八条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ

一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

2) 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第百五十五条の十三に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の十五第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第二百九条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第二百六条に、それ以外の部分にあつては第二百九十条に定めるところによる。

（運営規程）

第二百二十条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期

入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 施設利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百二十二条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保は、ユニット部分にあつては、第二百八条に、それ以外の部分にあつては第二百九十五条において準用する第二百二十二条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第二百二十二条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第二百九条に、それ以外の部分にあつては第二百九十三条に定めるところによる。

(準用)

第二百二十三条 第百八十九条、第二百九十二条、第二百九十四条及び第二百九十五条（第二百二条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百九十四条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百二十三条において準用する次条」と、第二百九十五条中「第二百九十二条」とあるのは「第二百二十条」と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方

(針)

第二百二十四条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針は、第百九十七条に定めるところによる。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項)

第二百二十五条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たつての留意事項は、ユニット部分については、第二百十一条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百二十六条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第二百十二条に、それ以外の部分にあつては第二百条に定めるところによる。

(食事)

第二百二十七条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第二百十三条に、それ以外の部分にあつては第二百一条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第二百二十八条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第二百十四条に、それ以外の部分にあつては第二百二条に定めるところによる。

(準用)

第二百二十九条 第百九十六条、第一百九十八条及び第一百九十九条の規定については、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）
 （附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）</p> <p>第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要な事項に関する規程</p> <p>ロ～ニ （略）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）</p> <p>第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条又は第四十五条に規定する施設の運営についての重要な事項に関する規程</p> <p>ロ～ニ （略）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（抄）
(附則第十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設

) 第五条 法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別養護老人ホームであつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「ユニット型特別養護老人ホーム」という。）であるものうち、ユニット型特別養護老人ホームでないものを改修して整備するもの

(法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設

) 第五条 法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別養護老人ホームであつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「ユニット型特別養護老人ホーム」という。）又は同令第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）であるもののうち、ユニット型特別養護老人ホーム又は一部ユニット型特別養護老人ホームでないものを改修して整備するもの

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生労働省令第三十六号）（抄）
 （附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第三十五条 （略）

2 (略)

3 法第二十七条第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 指定居宅介護支援等基準第八条に違反したことがないこと。

二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第六条（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第七条（介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

四 指定介護療養型医療施設基準第八条（指定介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

五 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第十三条（指定地域密着型サービス基準第一百五十七条及び第一百六十九条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

第三十五条 （略）

2 (略)

3 法第二十七条第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 指定居宅介護支援等基準第八条に違反したことがないこと。

二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第六条（指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第七条（介護老人保健施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

四 指定介護療養型医療施設基準第八条（指定介護療養型医療施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

五 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第十三条（指定地域密着型サービス基準第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

第四十条 (略)

254 (略)

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 (略)

二 指定介護老人福祉施設基準第三十二条（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設基準第三十三条（介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

四 指定介護療養型医療施設基準第三十一条（指定介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

五 指定地域密着型サービス基準第百五十四条（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

第一百二十二条 (略)

一 (略)

十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 (略)

254 (略)

第四十条 (略)

254 (略)

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 (略)

二 指定介護老人福祉施設基準第三十二条（指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

三 介護老人保健施設基準第三十三条（介護老人保健施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

四 指定介護療養型医療施設基準第三十一条（指定介護療養型医療施設基準第五十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

五 指定地域密着型サービス基準第百五十四条（指定地域密着型サービス基準第百六十九条及び第百八十一条において準用する場合を含む。）に違反したことがないこと。

第一百二十二条 (略)

一 (略)

十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三及び第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 (略)

254 (略)

第一百三十一条の八 (略)

一〇十四 (略)

十五 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項（指定地域密着型サービス基準第百六十八条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（指定地域密着型サービス基準第百五十二条第二項（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

2・3 (略)

第一百三十四条 (略)

一〇十三 (略)

十四 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十五 (略)
十五 (略)

第一百三十一条の八 (略)

一〇十四 (略)

十五 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項（指定地域密着型サービス基準第百六十八条及び第百八十条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（指定地域密着型サービス基準第百五十二条第二項（指定地域密着型サービス基準第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

2・3 (略)

第一百三十四条 (略)

一〇十三 (略)

十四 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十五 (略)
十五 (略)

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省第百七号）（抄）
(附則第十二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第三章（第三十五条第三項第一号イ(4)及び同号ロ(3)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第三項第一号イ(4)の規定を適用する場合においては、同号イ(4)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、新基準第三章に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第一号ロ(3)の規定を適用する場合においては、同号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者と、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものとみなす。次項及び第三項において同じ。）は、特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第三章又は第四章（第三十五条第三項第一号イ(4)及び同号ロ(3)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第三項第一号イ(4)の規定を適用する場合においては、同号イ(4)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、新基準第三章又は第四章に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第一号ロ(3)の規定を適用する場合においては、同号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものとみなす。次項及び第三項において同じ。）は、特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホーム又は一部ユニット型特別養護老人

2
(略)
(削る)

3| 2 ホームでないものとみなす。
この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、
新基準第十二条及び第四章に規定する基準を満たすものが、その
旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しな
い。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）（抄）
 （附則第十三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節（第一百四十条の四第六項第一号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第一百四十条の四第六項第一号ロ（2）中「二平方メートルに規定を適用する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	<p>第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節又は第六節（第一百四十条の四第六項第一号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第一百四十条の四第六項第一号ロ（2）の規定を適用する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>
<p>第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものとみなす。）は、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。</p>	<p>第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものとみなす。）は、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であつて、新基準第九章第二節及び第六節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。</p>	<p>3 2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であつて、新基準第九章第二節及び第六節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。</p>

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）（抄）
(附則第十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

附 則

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、新基準第五章（第四十条第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十六・五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したもの）を除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

現 行

附 則

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、新基準第五章又は第六章（第四十条第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十六・五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第五章又は第六章に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したもの）を除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設又は一部ユニット型指定介護老人福祉施設

2
(略)

でないものとみなす。

3| 2
(略)
この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基
づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第二章
及び第六章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知
事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表第二（第五条関係）

改正案

別表第二（第五条関係）

現行

事業所又は施設	規定
<p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第一百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所又は第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所</p>	<p>それぞれ、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第一百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所又は第百五十三条第一項</p>

事業所又は施設	規定
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生</p>	<p>それぞれ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生</p>

省令第三十七号) 第百二十一条第一項に規定する指定

短期入所生活介護事業所又は第一百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所

第一項又は第一百四十条の四第一項

介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

第一百四十条の十六第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所又は第一百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第四条第一号又は第四十一条第四項第一号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第四条第一号、第四十一条第四項第一号又は第五十三条(一)建物の構造に係る部分に限る。

省令第三十七号) 第百二十一条第一項に規定する指定

短期入所生活介護事業所、第一百四十条の十六第一項(建物の構造に係る部分に限る。)

第一百四十条の四第一項又は第一百四十条の十六第一項(建物の構造に係る部分に限る。)

介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第四条第一号、第四十一条第四項第一号又は第五十三条(一)建物の構造に係る部分に限る。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第四条第一号、第四十一条第四項第一号又は第五十三条(一)建物の構造に係る部分に限る。

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第十一条第一項、第三十五条第一項又は第六十一条第一項

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第十一条第一項、第三十五条第一項、第四十六条(建物の構造に係る部分に限る。)、第五十五条第一項、第六十一条第一項又は第六十五条(建物の構造に係る部分に限る。)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）（抄）

（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行なう事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したもの）を除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。

2 （略）

（削る）

附 則

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行なう事業所であつて、指定居宅サービス等新基準第十章第二節及び第六節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。

3 | 2 （略）

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、この省令による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設新基

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、この省令による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設新基

準」という。) 第五章(第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の」とする。

2 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であつて、介護老人保健施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第六条 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したもの)を除く。次項及び第三項において同じ。)は、介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。

2 (略)
(削る)

準」という。) 第五章又は第六章(第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の」とする。

2 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であつて、介護老人保健施設新基準第五章又は第六章に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第六条 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したもの)を除く。次項及び第三項において同じ。)は、介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設又は一部ユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。

2 (略)

3 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であつて、介護老人保健施設新基準第二章及び第六章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設(この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、この省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介護療養型医療施設新基準」という。)第五章(第三十九条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)、第四十条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、指定介護療養型医療施設新基準第三十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「十・五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、「入院患者同士の」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であつて、指定介護療養型医療施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、指定介護療養型医療施設新基準第三十九条第二項第一号ロ(2)、第四十条第二項第一号ロ(2)又は第四十一条第二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第八条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものと除く。次項及び第三

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設(この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、この省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介護療養型医療施設新基準」という。)第五章又は第六章(第三十九条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)、第四十条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、指定介護療養型医療施設新基準第三十九条第二項第一号イ(3)、第四十条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、「入院患者同士の」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であつて、指定介護療養型医療施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、指定介護療養型医療施設新基準第三十九条第二項第一号ロ(2)、第四十条第二項第一号ロ(2)、第四十一条第二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第八条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものと除く。次項及び第三

項において同じ。)は、指定介護療養型医療施設であつてユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。

2 (略)
(削る)

3 | 2
この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であつて、指定介護療養型医療施設新基準第二章及び第六章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。

